

平成31年度
海上保安庁関係
予算概算要求概要

平成30年8月

海上保安庁

目 次

I. 概算要求の基本的な考え方	1
II. 海上保安庁関係予算概算要求総括表	2
III. 概算要求の主な事項	
1. 戦略的海上保安体制の構築	3
2. 国民の安全・安心を守る業務基盤の充実・強化	7
IV. 参考資料	10

I. 概算要求の基本的な考え方

近年、尖閣諸島周辺海域では中国公船や外国漁船の領海侵入が繰り返されているほか、外国海洋調査船による調査活動等の活発化、大和堆周辺海域における多数の北朝鮮漁船等の確認、日本海沿岸部への木造船等の漂流・漂着、深刻化する国際テロ情勢等、我が国周辺海域をめぐる状況はいつそう厳しさを増している。こうした状況に対応するため、「海上保安体制強化に関する方針」(平成28年12月関係閣僚会議決定)に基づき、着実に体制整備を進めるとともに、その確実な運用を図る。また、本年5月に決定された「第3期海洋基本計画」及び「我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針」等を踏まえたMDAの能力強化や、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化するため、アジア諸国等の海上保安機関に対する能力向上支援等の取組みを推進し、戦略的海上保安体制を構築する。

あわせて、治安・救難・防災業務の充実・強化、海上交通の安全確保等、国民の安全・安心を確保するための業務基盤の充実・強化を推進する。

戦略的海上保安体制の構築

1 「海上保安体制強化に関する方針」に基づく体制の強化

- ① 尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備
 - ② 海洋監視体制の強化
 - ③ 原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化
 - ④ 海洋調査体制の強化
- ※ ①～④の体制強化により増強した巡視船・航空機等の確実な運用等
- ⑤ 基盤整備 (定員確保、教育訓練施設の拡充等)

2 海洋状況把握 (MDA) の能力強化に向けた取組み等

(海洋状況表示システムの機能強化)

3 法の支配に基づく海洋秩序維持のための取組み

(海上保安政策課程のための教育施設の改修)
諸外国の海上保安機関との連携強化

国民の安全・安心を守る業務基盤の充実・強化

4 治安・救難・防災業務の充実・強化

- ① 大型巡視船等の高機能代替等
- ② 離島・遠方海域における拠点機能の強化
- ③ 装備資器材等の充実・強化
- ④ 法執行業務体制等の充実・強化

5 海上交通の安全確保

- ① 新たな海上安全施策の展開 (海上の安全を創る)
- ② 航路標識の機能維持及び防災対策

Ⅱ. 海上保安庁関係予算概算要求総括表

<予算要求>

(単位：百万円)

主要事項等	30年度 予算額	31年度要求額			
		一般要求	優先課題 推進枠	計	倍率
	A	B	C	(D=B+C)	D/A
【物件費】					
1 巡視船艇・航空機等の整備費	44,054	43,534	7,689	51,223	1.16
2 巡視船艇・航空機等の運航費	37,476	40,003	3,507	43,510	1.16
3 海上保安官署施設の整備費	1,244	841	1,811	2,652	2.13
4 情報通信関係費	3,629	4,284	2,393	6,677	1.84
5 海洋情報関係費	1,849	926	1,144	2,069	1.12
6 治安・救難・環境保全・防災関係費	9,949	9,870	2,468	12,338	1.24
7 その他	3,628	3,912	314	4,226	1.16
非公共 計	101,829	103,370	19,325	122,695	1.20
8 船舶交通安全基盤整備事業	8,939	3,885	6,797	10,682	1.19
物件費 計	110,768	107,255	26,122	133,377	1.20
【人件費】					
人件費	100,463	100,494	0	100,494	1.00
合 計	211,231	207,748	26,122	233,871	1.11

注 端数処理の関係で、合計額は必ずしも一致しない。

<定員要求>

429人

Ⅲ. 概算要求の主な事項

() 内は30年度当初予算額

1. 戦略的海上保安体制の構築

483.4億円※(前年度 255.4億円)
※ 再掲・運航費を除く

(1) 「海上保安体制強化に関する方針」に基づく体制の強化

470.5億円※(前年度 244.7億円)
※ 再掲・運航費を除く
(うち優先課題推進枠要望) 135.9億円

平成28年12月に決定された「海上保安体制強化に関する方針」を受け、引き続き、海上保安庁の法執行能力、海洋監視能力、海洋調査能力の3点の強化を図る観点から「尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備」等の5つを柱とする海上保安体制の強化を着実に進める。また、体制強化により増強した巡視船・航空機等の確実な運用を図る。

① 尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備

305.9億円(前年度 160.0億円)

尖閣領海警備体制等の強化のため、巡視船の整備等を進める。

(新規)

- ・ 大型巡視船 1隻(34年度就役) 24.0億円
- ・ 巡視船搭載ヘリコプター 1機(33年度就役) 11.8億円

(継続)

- ・ ヘリコプター搭載型巡視船 4隻(31年度2隻、32年度1隻、33年度1隻就役) 128.6億円(前年度 96.6億円)
- ・ 大型巡視船 3隻(31年度2隻、32年度1隻就役) 79.5億円(前年度 49.7億円)
- ・ 巡視船搭載ヘリコプター 4機(31年度3機、32年度1機就役) 26.5億円(前年度 10.7億円)
- ・ 基地整備 33.2億円(前年度 3.1億円)

② 海洋監視体制の強化

100.0億円(前年度 21.3億円)

近年、漂流・漂着木造船等が多数確認される日本海を含む広大な我が国周辺海域における監視体制を強化するため、航空機の整備や情報通信体制の強化等を進める。

(新規)

- ・ 新型ジェット機 1機(34年度就役) 25.0億円
- ・ 中型ヘリコプター 1機(33年度就役) 10.6億円
- ・ 映像伝送機能の強化 9.9億円
- ・ 監視拠点の整備 8.4億円

(継続)

- ・ 新型ジェット機 2機(31年度1機、33年度1機就役) 12.4億円(前年度 10.0億円)
- ・ 秘匿通信機能の強化等 13.3億円(前年度 4.6億円)

③ 原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化

44.0億円※(前年度 17.3億円)

※ 再掲

原発等へのテロの脅威や大和堆周辺海域における北朝鮮漁船への対応等の重要事案に適切に対応するため、体制強化として巡視船の整備等を進める。

(継続)

- ・ 大型巡視船 2隻(31年度1隻、32年度1隻就役・再掲) 37.5億円(前年度 17.3億円)

④ 海洋調査体制の強化

61.7億円(前年度 62.1億円)

他国による海洋境界等の主張に対し、我が国の立場を適切な形で主張するべく、必要な海洋調査体制を強化するため、測量機の整備等を進める。

(新規)

- ・ 中型飛行機(測量機) 1機(32年度就役) 10.0億円
- ・ 自律型海洋観測装置(AOV) 4基 1.9億円

(継続)

- ・ 大型測量船 2隻(31年度1隻、32年度1隻就役) 40.2億円(前年度 53.1億円)

※ ①～④の体制強化により増強した巡視船・航空機等の確実な運用等

429.5億円※(前年度 370.6億円)

(うち優先課題推進枠要望) 33.3億円

※ 運航費

「海上保安体制強化に関する方針」に基づき整備した巡視船・航空機等を確実に運用するとともに、大規模事案の同時発生等にも適切に対応するため、所要の燃料費や維持費等を確保する。

⑤ 基盤整備

2.9億円(前年度 1.3億円)

海上保安体制の強化にあわせて、海上保安業務対応能力の向上を図るため、教育訓練施設の拡充を進める。

(継続)

- ・ 教育訓練施設の拡充 2.9億円(前年度 1.3億円)

(2) 海洋状況把握 (MDA) の能力強化に向けた取組み等

9.4億円(前年度 9.4億円)
(うち優先課題推進枠要望) 0.93億円

「海上保安体制強化に関する方針」はもとより、「第3期海洋基本計画」や「我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針」も踏まえ、MDAの能力強化の取組みを進める。また、海洋権益や海上安全の確保等に資する質の高い科学的データを収集するため、引き続き、広域かつ詳細な海洋調査を進めるとともに、海洋調査等で得られた海洋情報の効果的な集約・共有・提供を図る。

(継続)

- ・ 海洋状況表示システムの機能強化 1.1億円(前年度 1.3億円)

(3) 法の支配に基づく海洋秩序維持のための取組み

3.5億円(前年度 1.2億円)
(うち優先課題推進枠要望) 0.56億円

「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下、法の支配に基づく海洋秩序維持の重要性をアジア諸国等との間で共有し、アジア諸国等の海上保安機関に対する能力向上支援や協力関係の強化を図るため、平成27年10月に創設した海上保安政策課程(修士)の拡充に向け、教育・研究基盤の強化等を着実に進めるとともに、諸外国の海上保安機関との連携強化を図る。

(継続)

- ・ 海上保安政策課程のための教育施設の改修 0.31億円(前年度 0.13億円)
- ・ 諸外国の海上保安機関との連携強化 3.2億円(前年度 1.1億円)

2. 国民の安全・安心を守る業務基盤の充実・強化

276.1億円(前年度 334.4億円)

(1) 治安・救難・防災業務の充実・強化

216.2億円(前年度 249.9億円)
(うち優先課題推進枠要望) 67.1億円

密輸・密航等の海上犯罪取締りや救難・防災などの業務基盤の充実・強化を図る。

① 大型巡視船等の高機能代替等

118.2億円(前年度 198.2億円)

離島・遠方海域を含む全国における海難、海上災害、不審事象、不法行為等への迅速かつ的確な対応を可能とするため、安全性の向上と高性能化を図った巡視船・航空機への代替整備等を着実に進める。

(新規)

- ・ ヘリコプター搭載型巡視船延命・機能向上 2隻 0億円
※契約のみ
- ・ 規制能力強化型巡視船 1隻(32年度就役) 4.3億円

(継続)

- ・ ヘリコプター搭載型巡視船延命・機能向上 1隻 15.3億円(前年度 0億円)
- ・ ヘリコプター搭載型巡視船 1隻(31年度就役) 48.8億円(前年度 0.01億円)
- ・ 新型ジェット機 1機(31年度就役) 49.7億円(前年度 10.6億円)
- ・ 中型ヘリコプター 1機(32年度就役) 0億円(前年度 29.2億円)

② 離島・遠方海域における拠点機能の強化

11.0億円(前年度 2.4億円)

小笠原諸島周辺海域及び南西諸島周辺海域における海上保安業務執行体制の強化に必要な訓練施設等の整備を進める。

(継続)

- ・ 小笠原の拠点機能の強化 7.0億円(前年度 0.46億円)
- ・ 宮古島の拠点機能の強化 4.0億円(前年度 2.0億円)

③ 装備資器材等の充実・強化

30.9億円(前年度 27.1億円)

巡視船艇や航空機等の能力を最大限に発揮し、安全を確保しつつ海上保安業務を的確に遂行するため、巡視艇の老朽代替整備や救難資器材等の充実・強化を図るとともに、航空機腐食対策等を着実に進める。

(新規)

- ・ 小型巡視艇 3隻(31年度就役) 14.9億円

(継続)

- ・ 大型巡視艇 2隻(31年度就役) 9.2億円(前年度 13.1億円)
- ・ 航空機腐食対策等 2.1億円(前年度 2.2億円)
- ・ 救難資器材の購入等 1.3億円(前年度 0.75億円)

④ 法執行業務体制等の充実・強化

56.1億円(前年度 22.2億円)

世界的にテロの脅威が増大している中、平成31年開催のG20サミットや平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、テロ事案をはじめとする、国民の安全・安心を阻害するおそれのある活動や海上犯罪に加え、大和堆周辺海域における北朝鮮漁船への対応等に万全を期すため、法執行業務体制等の充実・強化を図る。

(新規)

- ・ 監視取締艇4隻の購入 1.4億円
- ・ 長距離音響発生装置(LRAD)の購入 3.1億円

(継続)

- ・ 個人警備資器材等の整備 1.8億円(前年度 0.4億円)

(2) 海上交通の安全確保

59.9億円(前年度 84.4億円)
(うち優先課題推進枠要望) 23.4億円

① 新たな海上安全施策の展開(海上の安全を創る)

3.9億円(前年度 1.1億円)

海洋利用の多様化、情報通信技術の進歩、大規模災害への備え等、社会情勢・ニーズが変化している。これを踏まえ、海上活動情報の統合と活用に向けた整備、自動運航船実用化への対応、民間活用による安全対策の推進、伊勢湾、大阪湾における効果的な海上交通管制の構築に向けた調査等を実施する。

② 航路標識の機能維持及び防災対策

56.0億円(前年度 83.3億円)

航路標識の老朽化が進む中、計画的に航路標識の予防保全を推進するとともに、劣化、亀裂等の老朽化が著しい灯台等や故障が多発し運用に支障をきたすおそれのある海上交通センターの機器等の改修を実施する。また、災害発生時において、海上輸送ルート of 安全確保を図るため、船舶の安全な航行に不可欠な航路標識の耐震補強などの防災対策を実施する。

IV. 参考資料

目 次

① 平成31年度要求における船艇・航空機等整備の内容	11
② 船艇・航空機等整備（イメージ）	12
③ 平成31年度当初予算で新規要求する 巡視船艇・航空機等一覧	13
④ 法の支配に基づく海洋秩序維持のための取組み	14
⑤ 海上交通の安全確保	15
⑥ 当初予算の内訳の推移等	16
⑦ 平成31年度主な機構要求の概要	17
⑧ 平成31年度定員要求の概要	18
⑨ 定員の推移	19
⑩ 国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない 安全保障法制の整備について<抄>	20
⑪ 国家安全保障戦略について<抄>	21
⑫ 海上保安体制強化に関する方針<抄>	22
⑬ 第3期海洋基本計画<抄>	24
⑭ 我が国における海洋状況把握（MDA）の能力強化に向けた 今後の取組方針<抄>	24
⑮ 経済財政運営と改革の基本方針2018<抄>	25

平成31年度要求における船艇・航空機整備等の内容

海上保安庁を取り巻く情勢

重大な事案

- ・尖閣諸島周辺海域において常時徘徊、領海侵入する中国公船の大型化・武装化・増強
- ・外国漁船の活動の活発化及び操業海域への外国公船の出現
- ・外国調査船等による海洋調査、資源探査の活発化
- ・日本海の広い海域で、北朝鮮漁船等を確認、木造船等の漂流・漂着
- ・地震・津波・台風・豪雨・火山等の自然災害
- ・テロの脅威の増大

近隣諸国との諸問題

- ・領土問題
- ・境界画定問題
- ・周辺海域における不審な船舶の出現 等

国民の安全・安心の確保

- ・法執行業務体制等の充実・強化
- ・東京オリンピック・パラリンピック等に向けた準備
- ・海難救助、海上災害への迅速な対応 等

戦略的海上保安体制の構築

「海上保安体制強化に関する方針」に基づく体制の強化

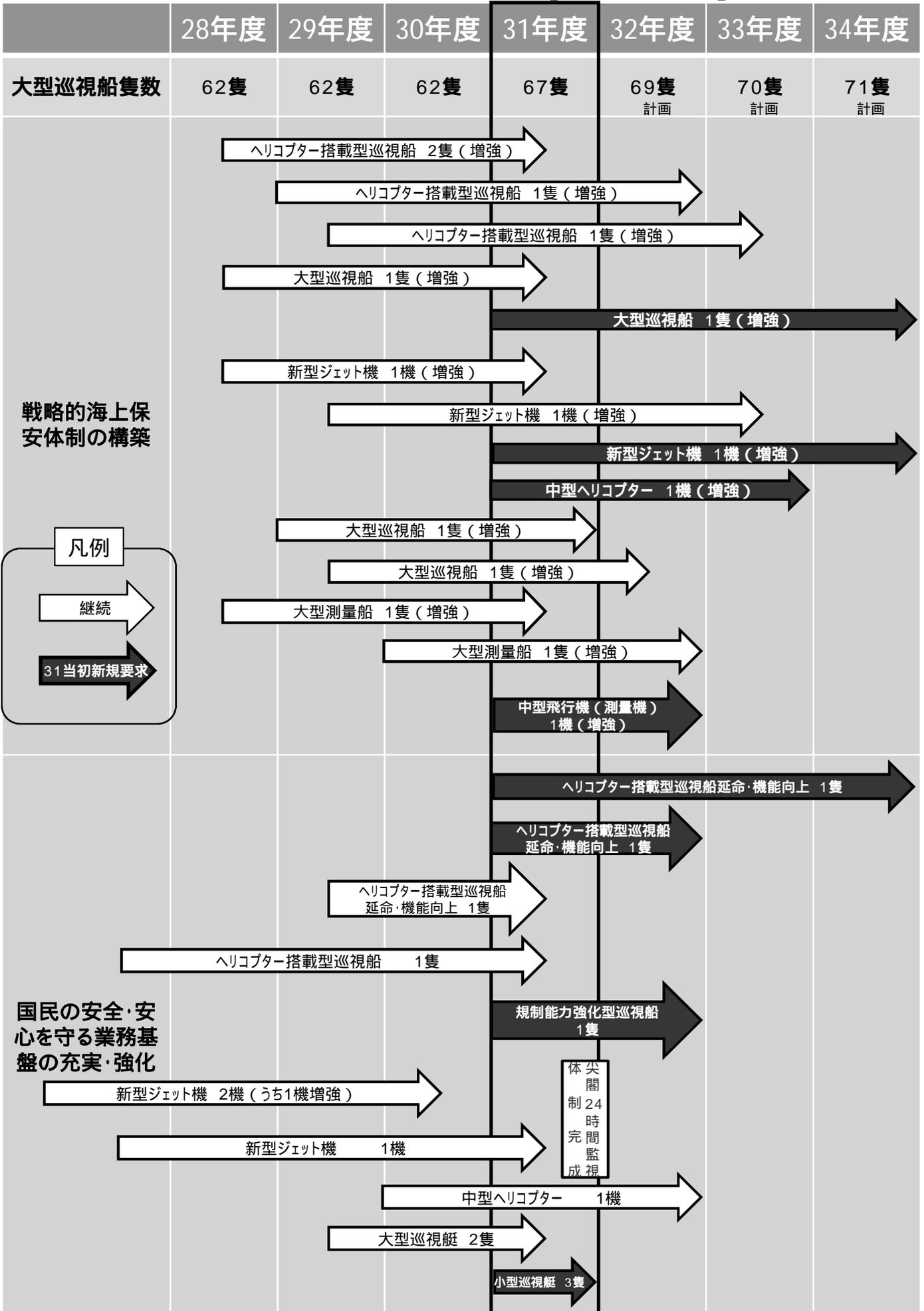
- ① **尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備**
 - ・ヘリコプター搭載型巡視船の整備 (31年度2隻、32年度1隻、33年度1隻就役)
 - ・大型巡視船の整備 (31年度2隻、32年度1隻就役、31年度新規着手1隻)
 - ② **海洋監視体制の強化**
 - ・新型ジェット機の整備 (31年度1機、33年度1機就役、31年度新規着手1機)
 - ・中型ヘリコプターの整備 (31年度新規着手1機)
 - ・映像伝送機能の強化
 - ・監視拠点の整備
 - ・秘匿通信機能の強化等
 - ③ **原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化**
 - ・大型巡視船の整備 (31年度1隻、32年度1隻就役) (再掲)
 - ④ **海洋調査体制の強化**
 - ・大型測量船の整備 (31年度1隻、32年度1隻就役)
 - ・中型飛行機 (測量機) (31年度新規着手1機)
 - ・自律型海洋観測装置 (AOV) 4基の整備
- ※ ①～④の体制強化により増強した巡視船・航空機等の確実な運用等
- ・「海上保安体制強化に関する方針」に基づき整備した巡視船・航空機等を確実に運用するとともに、大規模事案の同時発生等にも適切に対応するため、所要の燃料費や維持費等を確保
- ⑤ **基盤整備**
 - ・教育訓練施設の拡充

国民の安全・安心を守る業務基盤の充実・強化

治安・救難・防災業務の充実・強化

- ① **大型巡視船等の高機能代替等**
 - ・ヘリコプター搭載型巡視船延命・機能向上 (31年度整備完了1隻、31年度新規着手2隻)
 - ・ヘリコプター搭載型巡視船の整備 (31年度1隻就役)
 - ・規制能力強化型巡視船の整備 (31年度新規着手1隻)
 - ・新型ジェット機の整備 (31年度1機就役)
 - ・中型ヘリコプターの整備 (32年度1機就役)
- ② **装備資器材等の充実・強化**
 - ・大型巡視艇の整備 (31年度2隻就役)
 - ・小型巡視艇の整備 (31年度新規着手3隻)

船艇・航空機等整備（イメージ）



平成31年度当初予算で新規要求する 巡視船艇・航空機等一覧

「海上保安体制強化に関する方針」に基づく体制の強化

尖閣領海警備体制等の強化

大型巡視船（PL型・増強）

- 【特性】
- ・災害対応能力
 - ・搜索監視能力
 - ・規制能力



（総トン数 約3,500トン・全長 約120メートル）

海洋監視体制の強化

新型ジェット機（増強）

- 【特性】
- ・搜索監視能力
 - ・航続性
 - ・速力



（イメージ）

海洋調査体制の強化

中型飛行機（測量機・増強）

- 【特性】
- ・航続性
 - ・測量能力



（イメージ）

中型ヘリコプター（増強）

- 【特性】
- ・搜索監視能力
 - ・航続性



（イメージ）

国民の安全・安心を守る業務基盤の充実・強化

ヘリコプター搭載型巡視船 （PLH型・延命・機能向上）

- 【特性】
- ・搜索監視能力
 - ・指揮能力
 - ・規制能力



（総トン数 約6,500トン・全長 約150メートル）
ヘリコプター2機搭載

- 【特性】
- ・災害対応能力
 - ・搜索監視能力
 - ・指揮能力



（総トン数 約3,100トン・全長 約105メートル）
ヘリコプター1機搭載

規制能力強化型巡視船 （PS型・代替）

- 【特性】
- ・追跡捕捉能力
 - ・規制能力
 - ・情報伝達能力



（総トン数 約180トン）

小型巡視艇（CL20m型・代替）

- 【特性】
- ・監視能力
 - ・情報伝達能力



（総トン数 約25トン）

法の支配に基づく海洋秩序維持のための取組み

概要

「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下、法の支配に基づく海洋秩序維持の重要性をアジア諸国等との間で共有するとともに、アジア諸国等の海上保安機関に対する能力向上支援や協力関係の強化を図る。

法の支配に基づく海洋秩序維持の重要性をアジア諸国等の海上保安機関との間で共有

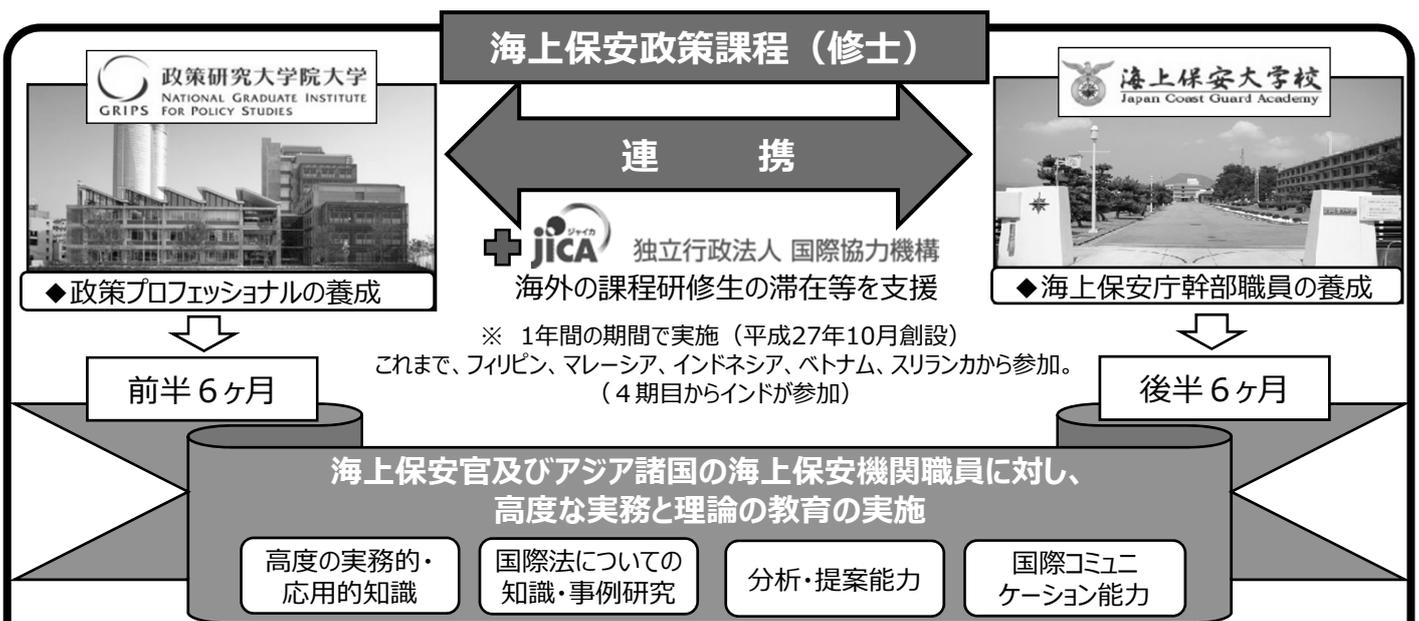
✓ 多国間会合の開催等

- ・ 世界海上保安機関長官級会合
- ・ 北太平洋海上保安フォーラム
- ・ アジア海上保安機関長官級会合
- ・ 二国間協議 等



世界海上保安機関長官級会合(東京)

アジア諸国等の海上保安機関に対する能力向上支援の強化等国際連携の強化



- ✓ **海上保安政策課程の基盤強化**（対象国拡大、教育施設改修）
- ✓ **アジア海上保安機関実務者招へい事業の実施**

- ✓ 海上保安大学校における**各種研修実施体制の強化**
- ✓ **海上保安大学校の教育システムの普及**
- ✓ **能力向上支援専従部門（MCT）の積極的派遣**

※MCT：海上保安庁モバイルコーポレーションチーム

- ✓ **ASEAN諸国のVTS管制官人材育成支援**

※VTS：Vessel Traffic Service（船舶通航支援等業務）

- ✓ **巡視船・航空機、練習船の効果的派遣**



MCTによる技術指導・訓練(フィリピン)

海上交通の安全確保

新たな海上安全施策の展開（海上の安全を創る）

我が国周辺海域における海洋利用の多様化、海上輸送の効率化や情報通信技術の進歩に加え、大規模災害への備え等の社会情勢・ニーズの変化を踏まえ、以下の新たな海上安全施策を展開する。

海上活動情報の統合と活用

海の安全情報を発展させ、ICTを活用し、AISを搭載していない小型船舶の航行情報や海上保安庁が保有するAIS情報など様々な海上活動情報を統合・分析、オープンデータ化して民間にも提供し、海域の秩序化を図り、安全に配慮した海上活動の実現や民間の様々な分野における発展的活用等を図る。



海上活動情報の統合と活用

自動運航船実用化への対応

海外動向の把握を行うとともに、有識者や海事関係者を交えた検討体制を整備し、自動運航船実用化に当たっての海上安全確保策等を推進する。

民間活用による安全対策の推進

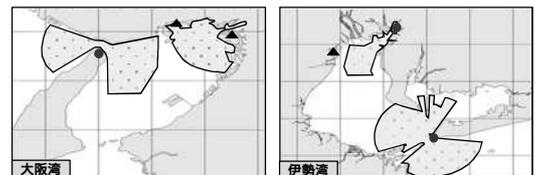
小型船舶の安全対策の一つとして、米国等の安全対策に関する情報の収集等を行い、海上安全指導員等民間による活動の活性化に向けた制度設計等を行う。



民間による安全啓発活動

効果的な海上交通管制の構築

伊勢湾、大阪湾において、安全かつ効率的な船舶の運航を実現するため、レーダー監視海域の拡大に向けた調査等を行う。



海上交通センター 港内交通管制室等 □：レーダー監視海域

伊勢湾・大阪湾の現況

航路標識の機能維持及び防災対策

航路標識の老朽化が進む中、インフラ長寿命化基本計画に基づき、計画的に航路標識の予防保全を推進する。また、劣化、亀裂等の老朽化が著しい灯台等や故障が多発し運用に支障をきたすおそれのある海上交通センターの機器等の改修を実施する。

更に、第4次社会資本整備重点計画に基づき、重点的かつ効率的に防災対策を推進し、災害特性や地震への脆弱性に応じて被災等のリスクを低減する。

航路標識の機能維持

<長寿命化のイメージ>



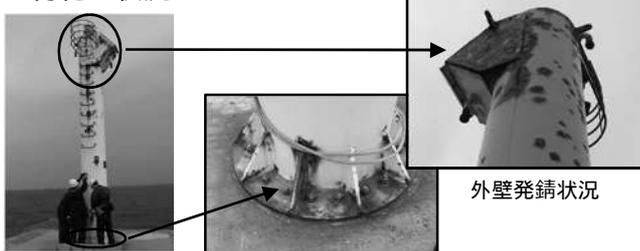
劣化を早期発見

外壁補修

防水工事

【予防的保全】小規模工事のため費用小

<老朽化の状況>



防波堤灯台

基部発錆状況

外壁発錆状況

航路標識の防災対策

<耐震補強>

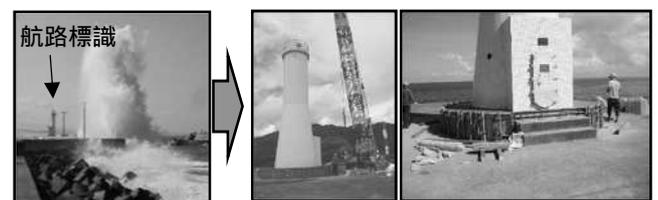


補強前

耐震補強

補強後

<耐波浪補強>

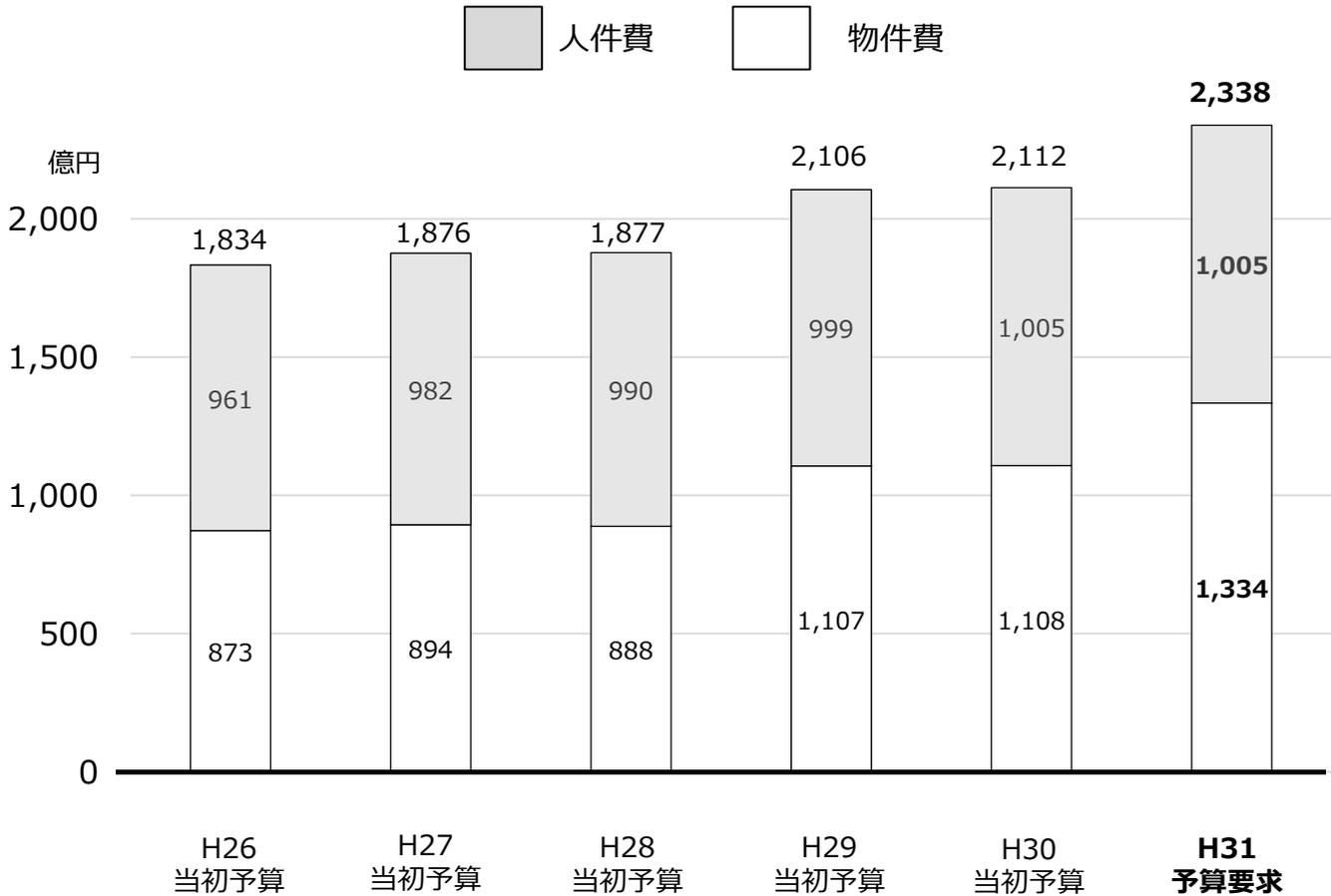


航路標識

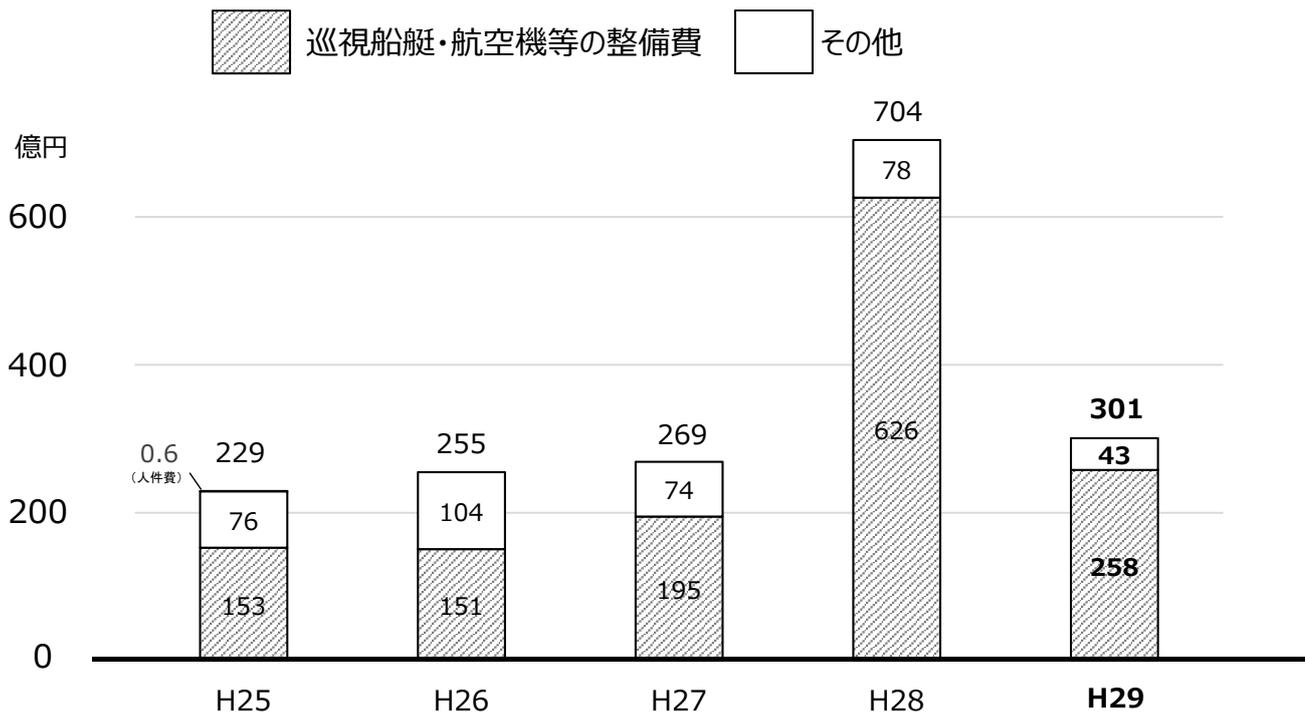
荒天時の波浪

航路標識の構造的弱部を
コンクリートを用い補強

当初予算の内訳の推移等



補正予算・予備費追加の内訳の推移



注 巡視船艇・航空機等の整備費には、船舶建造費、航空機購入費のほか、ヘリコプター搭載型巡視船の延命・機能向上等に係る経費を含む。

平成31年度主な機構要求の概要

1. 国際・危機管理業務体制の強化

- 本庁総務部「国際戦略官」の設置
- 本庁総務部「危機管理官」の設置

2. 海洋監視体制の強化

- 本庁警備救難部警備情報課「海域警戒管理官」の設置

3. 航空基地業務執行体制の整備

- 第七管区海上保安本部「北九州航空基地」の設置
(第七管区海上保安本部「福岡航空基地」の名称・位置変更)

平成31年度定員要求の概要

戦略的海上保安体制の構築（「海上保安体制強化に関する方針」に基づく体制の強化）、国民の安全・安心を守る業務基盤の充実・強化へ対応するための要員として、429人の定員を要求

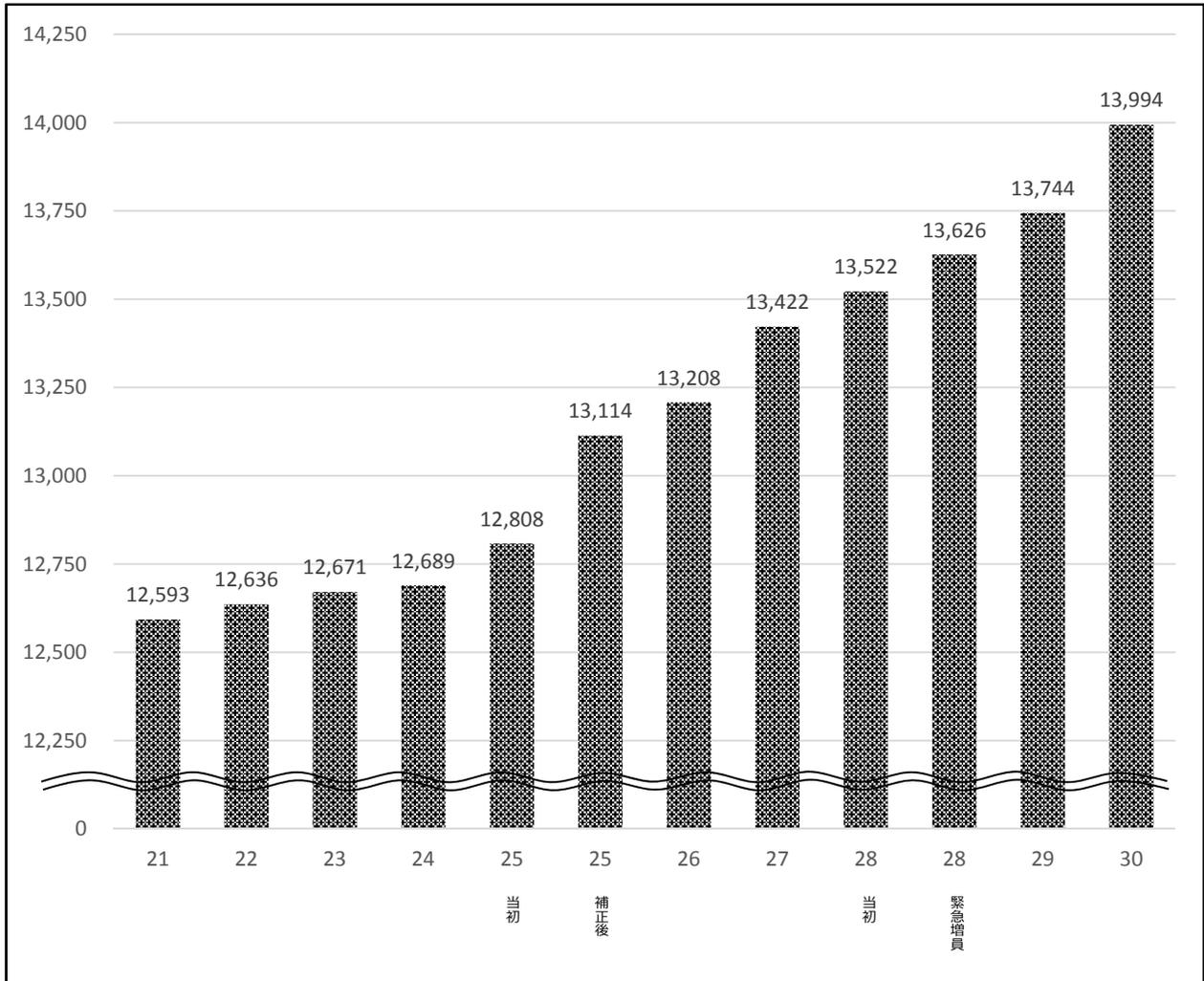
定員要求〔429人〕

- 戦略的海上保安体制の構築 215人
 - 《「海上保安体制強化に関する方針」に基づく体制の強化》
 - ・ 尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備のための要員 (68人)
 - ・ 海洋監視体制の強化のための要員 (34人)
 - ・ 原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化のための要員 (35人)
 - ・ 海洋調査体制の強化のための要員 (30人)
 - ・ 基盤整備のための要員 (48人)

- 国民の安全・安心を守る業務基盤の充実・強化 214人
 - ・ 巡視船等の高機能代替等のための要員 (30人)
 - ・ 治安・安全対策等の強化のための要員 (184人)

定員の推移

(単位：人)



年度	21	22	23	24	25 (補正を除く)	25 (補正)	26	27	28 (緊急増員を除く)	28 (緊急増員)	29	30
増員	315	292	296	275	400	306	320	435	316	104	338	467
合理化等	▲ 226	▲ 249	▲ 261	▲ 257	▲ 281	0	▲ 226	▲ 221	▲ 216	0	▲ 220	▲ 217
純増数	89	43	35	18	119	306	94	214	100	104	118	250

国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について<抄>

平成26年7月1日
国家安全保障会議決定
閣議決定

1 武力攻撃に至らない侵害への対処

- (1) 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態が生じやすく、これにより更に重大な事態に至りかねないリスクを有している。こうした武力攻撃に至らない侵害に際し、警察機関と自衛隊を含む関係機関が基本的な役割分担を前提として、より緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための態勢を整備することが一層重要な課題となっている。
- (2) 具体的には、こうした様々な不法行為に対処するため、警察や海上保安庁などの関係機関が、それぞれの任務と権限に応じて緊密に協力して対応するとの基本方針の下、各々の対応能力を向上させ、情報共有を含む連携を強化し、具体的な対応要領の検討や整備を行い、命令発出手続を迅速化するとともに、各種の演習や訓練を充実させるなど、各般の分野における必要な取組を一層強化することとする。

国家安全保障戦略について〈抄〉

平成 25 年 12 月 17 日
国家安全保障会議決定
閣 議 決 定

我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ

1 我が国の能力・役割の強化・拡大

(3) 領域保全に関する取組の強化

我が国領域を適切に保全するため、上述した総合的な防衛体制の構築のほか、領域警備に当たる法執行機関の能力強化や海洋監視能力の強化を進める。加えて、様々な不測の事態にシームレスに対応できるよう、関係省庁間の連携を強化する。

また、我が国領域を確実に警備するために必要な課題について不断の検討を行い、実効的な措置を講ずる。

さらに、国境離島の保全、管理及び振興に積極的に取り組むとともに、国家安全保障の観点から国境離島、防衛施設周辺等における土地所有の状況把握に努め、土地利用等の在り方について検討する。

(4) 海洋安全保障の確保

海洋国家として、各国と緊密に連携しつつ、力ではなく、航行・飛行の自由や安全の確保、国際法にのっとった紛争の平和的解決を含む法の支配といった基本ルールに基づく秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け、主導的な役割を發揮する。具体的には、シーレーンにおける様々な脅威に対して海賊対処等の必要な措置をとり、海上交通の安全を確保するとともに、各国との海洋安全保障協力を推進する。

また、これらの取組に重要な我が国の海洋監視能力について、国際的ネットワークの構築に留意しつつ、宇宙の活用も含めて総合的に強化する。さらに、海洋安全保障に係る二国間・多国間の共同訓練等の協力の機会の増加と質の向上を図る。

4 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与

(2) 法の支配の強化

～(略)～

特に海洋、宇宙空間及びサイバー空間における法の支配の実現・強化について、関心を共有する国々との政策協議を進めつつ、国際規範形成や、各国間の信頼醸成措置に向けた動きに積極的に関与する。また、開発途上国の能力構築に一層寄与する。

海洋については、地域的取組その他の取組を推進し、力ではなく法とルールが支配する海洋秩序を強化することが国際社会全体の平和と繁栄に不可欠との国際的な共有認識の形成に向けて主導的役割を發揮する。

海上保安体制強化に関する方針〈抄〉

平成 28 年 12 月 21 日
海上保安体制強化に関する
関係閣僚会議決定

3. 海上保安体制強化に関する方針

上記 1. (2) に示すような尖閣諸島周辺海域をはじめ、我が国周辺海域を取り巻く情勢を念頭に、国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日国家安全保障会議及び閣議決定）等を踏まえつつ、下記に示すとおり、海上保安体制強化を図る。その際、喫緊の課題である尖閣領海警備体制の強化等については、緊急的に整備を進め、その他については、所要の検討を行った上で、段階的に必要な体制整備を進める。

(1) 尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備

尖閣諸島周辺海域における領海侵入事案に対して、これまで尖閣領海警備専従体制の整備を進めてきたが、中国公船の大型化・武装化等を踏まえ、それに対応できる巡視船等の整備を進め、尖閣領海警備体制を更に強化する。その際、必要な基地整備にも併せて取り組む。

また、中国公船等が、大量に尖閣周辺海域に集結する場合には、上記の尖閣領海警備体制に加え、各管区で必要な業務を支障なく遂行し、大規模事案が同時に発生した場合であっても対応できる体制を確保しつつ、全国からの緊急応援派遣で対応を行う。

上記の体制整備に当たっては、尖閣諸島周辺海域等の変化する情勢に機動的に対応できるよう、既存の巡視船等の配置・運用の見直しを含めて体制の強化を図る。

(2) 海洋監視体制の強化

全国の広大な海域において重点的に外国公船、外国漁船、外国海洋調査船やテロ等の脅威に対する監視体制を強化するため、航空機による監視体制に加え、監視拠点の整備等による監視能力の強化のほか、監視情報の集約・分析等に必要の情報通信体制の強化を図る。なお、広域海洋監視のあり方についても研究を進める。

その際、自衛隊との役割分担を踏まえた情報共有・連携強化等も進めながら、海域毎に優先順位をつけつつ、費用対効果も勘案した上で、段階的に必要な体制を強化する。

(3) 原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化

現下の厳しいテロ情勢や北朝鮮による挑発的行動を踏まえ、原子力発電所等へのテロの脅威への対処や、離島・遠方海域における領海警備等の重要事案への対応について、想定される事態と必要な措置等を踏まえ、警察や自衛隊との情報共有・連携強化等を進めつつ、テロ対処等に万全を期すために必要な巡視船による対応体制の強化を段階的に進める。

(4) 海洋調査体制の強化

他国による大陸棚延長申請や中間線を越えた海洋境界の主張に対し、我が国の立場を適切な形で主張していくためにも、外交当局等の国内関係機関との協力・連携を進めつつ、必要な海洋調査等を計画的に実施する必要がある。そのため、他国による海洋調査の動向や必要な調査対象海域の範囲等も踏まえ、必要な海洋調査体制を強化する。

(5) 基盤整備

上記の体制整備を着実に進めるため、海上保安業務対応能力の向上を図るための人材の育成と併せて、必要となる定員の増員、教育訓練施設の拡充等を進める。

また、上記の体制整備を行うにあたっては、既存の巡視船等の配置・運用の見直しのほか、計画的な長寿命化や海上保安庁の組織・業務の見直し、調達価格の見直し等を行うことと併せて、必要な体制の確保を図る。

(6) 留意事項

- 本方針の内容は、定期的に体系的な評価を行い、適時適切にこれを見直していくこととし、我が国周辺海域を取り巻く情勢に重要な変化が見込まれる場合には、その時点における情勢を十分に勘案した上で検討を行い、必要な修正を行う。
- 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、我が国の他の諸施策との連携を図りつつ、「経済・財政再生計画」（「骨太 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定））等の財政健全化に向けた枠組みの下、効率化・合理化を徹底した整備に努めるほか、関係予算の重点化・効率化等により財源を確保する中で、必要な整備を進める。

海洋基本計画〈抄〉

平成 30 年 5 月 15 日
閣 議 決 定

第 2 部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に構ずべき施策

1. 海洋の安全保障

(1) 我が国の領海等における国益の確保

ア 我が国自身の抑止力・対処力及び海上法執行能力の向上

- 海上保安庁については、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、着実に海上法執行能力の強化を図っていく。特に、尖閣領海警備体制の強化等については、緊急的に整備を進める。

エ 情報収集・分析・共有体制の構築

- 平素における脅威・リスクの増大傾向に対応する観点から、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、海上保安庁の海洋監視体制を重点的に強化していく。

5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等

(1) 海洋調査の推進

ア 海洋調査の戦略的取組

- 我が国の排他的経済水域・大陸棚を始め、我が国周辺海域における海洋調査を通じ、海洋権益確保の戦略的観点から、我が国の海域の総合的管理に必要なものや境界画定交渉に資するものを含め、海底地形、資源の分布状況等に係る関連情報の一層の充実に努めるため、「海上保安体制強化に関する方針」に基づく海洋調査体制の強化等、海洋調査に関する戦略的取組を推進する。

我が国における海洋状況把握（MDA）の能力強化に向けた今後の取組方針〈抄〉

平成 30 年 5 月 15 日
総合海洋政策本部決定

3. 我が国におけるMDAの能力強化の方向性及び施策

(2) 能力強化の方向性及び施策

ア 情報収集体制

② 情報収集のためのアセットの着実な整備及び効果的な利活用

- 海上保安庁の海洋監視体制については、我が国の領海等における脅威・リスクの増大傾向を踏まえ、「海上保安体制強化に関する方針」（平成 28 年 12 月、海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定）に基づき、海洋監視体制を強化していくことが重要である。

経済財政運営と改革の基本方針 2018<抄>

平成 30 年 6 月 15 日
閣 議 決 定

第 2 章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

5. 重要課題への取組

(4) 分野別の対応

⑤ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた取組

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ 2019 は、日本全体の祭典であり、レガシーの創出と、我が国が持つ力を世界に発信する最高の機会である。その開催に向け、治安対策やサイバーセキュリティ対策に万全を期すとともに、円滑な輸送体制の構築や暑さ対策など大会の円滑な準備を着実に進める。

7. 安全で安心な暮らしの実現

(1) 外交・安全保障の強化

② 安全保障

海洋政策上幅広く捉えた「総合的な海洋の安全保障」を基本的な方針とする新たな海洋基本計画、海上保安体制強化に関する方針等に基づき、「法の支配」に基づく海洋秩序の維持・強化、領海警備・海洋監視・海洋調査体制等の強化、情報収集・共有体制の強化をはじめとする海洋状況把握の能力向上、国境離島の保全・地域社会の維持などに取り組む。

(4) 暮らしの安全・安心

① 治安・司法

治安や海上保安、司法分野の人的・物的基盤や国際的ネットワークを強化するとともに、国内外の法的紛争の未然防止に向けた予防司法機能を充実させる。あわせて、国際法等の知見を有する国際的な司法人材を育成する。日本型司法制度の強みを重要なソフトパワーとし、京都コンGRESS 2020 の成功に向けて、国連や関係各国と連絡・協力し、司法分野における国内外の取組「司法外交」を、外交一元化の下、オールジャパンで総合的・戦略的に推進する。



愛します！守ります！日本の海



海上保安制度創設70周年



<海上保安庁ホームページ>

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>



(この冊子は、再生紙を使用しています。)